

奨学金ガイドブック 2015



公益財団法人 川之江奨学会

目次

■ 理事長あいさつ	2
■ 川之江奨学会の奨学金とは？	3
■ 奨学金の申し込みについて	5
■ 募集要項	7
■ よくあるご質問	9





理事長あいさつ

「川之江奨学会」は、公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日に公益財団法人に移行し、名称を「公益財団法人川之江奨学会」として、新たな一歩を踏み出すことになりました。これもひとえに皆様方の深いご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

「川之江奨学会」は、昭和33年に前身の高津奨学会として、高津義松氏によって設立されて以来、約58年にわたり高校生や大学生に奨学金貸与事業を行ってきました。

奨学制度は、学術優秀にもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与することにより、将来、社会に貢献しうる有為有用な人材を育成しようとするものであり、奨学金を活用された先輩方が現在も各界で活躍されています。

今後の日本は、少子・高齢化が進み、これまでにない厳しい状況になるものと思われます。このような中で、当奨学会が果たす役割もますます重要になると確信しております。これからも、「公益財団法人」として公益性を確保するとともに、その役割や責任を十分認識し、奨学事業に取り組んでいく所存です。

今後とも皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年4月

公益財団法人 川之江奨学会

理事長 長野 紀茂

1 川之江奨学会の奨学金とは？

奨学金とは
どのような制度ですか？

川之江奨学会の奨学金は、高校・高等専門学校・大学・短期大学
および専門学校で学ぶ人を対象とした貸与型の奨学金です。

当会の奨学金は貸与ですから、卒業後は学生本人が返還する義務があります。

どのような種類の
奨学金があるのですか？

当奨学会の奨学金には、毎月1回振り込まれる奨学金と入学時に
一時金として貸与される入学準備金があります。

◆奨学金の種類・貸与額



奨学生の種類	奨学金	入学準備金
高等学校・高等専門学校	月額 10,000円	100,000円
大学（短大・専門学校）	月額 25,000円	200,000円

奨学金の貸与方法・貸与期間はどのようになっているのですか？

●奨学金は指定された奨学生本人の口座に毎月10日に振り込まれます。

10日が休日の場合は前営業日となります。

●貸与期間は平成28年4月から在籍する学校の正規の修学期間の終期までとなります。

ただし、修学の途中から貸与を受ける場合は残りの修学期間となります。（例えば、大学3年生から貸与を受ける場合は大学卒業までの2年間となります。）

奨学金の返還はどのようにすればよいのですか？

- 返還は貸与終了後の4月から始まります。貸与終了後に年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法を選択し、返還していただくことになります。
- 返還は送付する払込取扱票により、ゆうちょ銀行か市教育委員会窓口でのお支払いとなります。ゆうちょ銀行から払い込む場合、払込手数料は本人負担になります。金融機関の口座からの自動引き落としは行っておりません。

利息は？

無利息です。

※貸与された元本のみ返還してください。

返還期間は？



奨学金の返還期間は、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内となります。よって、高等学校にあたっては6カ年、短大は4カ年、大学は8カ年（修学年数が6年の学部は12カ年）以内となります。

ただし、入学準備金は高等学校にあたっては3カ年、短大は2カ年、大学は4カ年以内となります。

返還が困難な場合は？

- 奨学生本人が貸与終了後も引き続き在学している場合や、大学院等に進学した場合は、在学届を提出することで卒業まで返還を猶予する場合があります。また、病気・災害等により返還が困難な場合も、所定の手続きにより、一定期間返還を猶予することがあります。
- 奨学生本人が死亡したり、やむを得ない事情が発生した場合には、返還が免除される場合があります。

2 奨学金の申し込みについて

誰が申し込みをすることができますか？



四国中央市に居住する者の子弟であれば誰でも申し込みをすることができます。

申し込みはどこにすればよいですか？

奨学生の募集は、市内の中学校・高等学校に直接ご案内し、学校経由で申請していただく形を取っております。市外の学校に在学中の方、または、大学等に在学中の方は四国中央市教育委員会事務局までお問い合わせください。

申し込み期間は？



毎年9月から1月中旬です。ただし、市内の学校では、学校が定めた募集期間内に学校で手続きをすることになりますので、詳しくは学校にお問い合わせください。

申し込みに必要な書類はどのようになっているのですか？

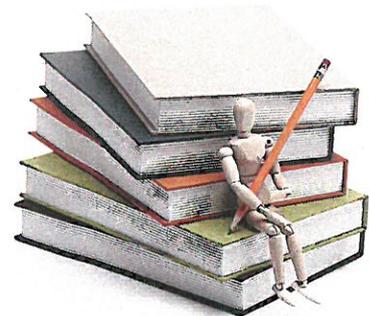
申し込みに必要な書類は次のとおりです。

- 願書（様式1）（※1）
- 成績を証明する書類（※2）
- 所得のある世帯全員の所得証明書（※3）

※1 用紙は市内の中学校・高等学校、または市教育委員会で入手できます。また公式HPからダウンロードすることもできます。

※2 申込区分に応じて提出してください。

※3 市役所の市民窓口センターで取ってください。



【詳しくは8ページをご覧ください。】



奨学金の申込みから採用までの手続きの流れ

募集（9月～）



申し込み手続き



学校からの推薦（1月中旬）



選考委員会での選考（2月上旬）



内定通知の送付（2月中旬）



進学先の決定



誓約書等の提出・面談（2月下旬～3月中旬）



採用決定



振込開始（4月）

3 募集要項

下記の要領で平成28年度の奨学生を募集いたします。

●出願者の資格

四国中央市に居住する者の子弟であって、高等学校以上の学校に在学し、学術優秀、品行方正で、学資の支弁が困難と認められる者。

●採用予定人数

高等学校、高等専門学校奨学生	約2名以内
大学（短大・専門学校）奨学生	約25名以内
高校入学準備金貸与生	約2名以内
大学入学準備金貸与生	約3名以内



●申込方法

（1）提出先と提出期間

市内の中学校・高等学校に在学中の者は、学校で定める期日までに学校へ提出してください。それ以外の者は、平成28年1月15日（金）までに四国中央市教育委員会事務局に提出してください。

（2）提出書類

- | |
|--|
| <p>I 市内の中学校・高等学校に在学中の方は、①、③の書類を在学中の学校へ提出して、学校の指示に従ってください。</p> <p>II 上記I以外の方は、①～③の書類すべてを準備のうえ、市教育委員会事務局に直接提出してください。</p> |
|--|

①願書（別紙 様式1）

必要事項を記入してください。

親権者のほかに、連帯保証人2名の署名が必要です。



②成績を証明する書類

それぞれの申込区分に応じたものを提出してください。

申込区分	提出書類
市内の中学校・高等学校に在学する者	在学校で所定の推薦調書に記入してもらってください。
市外の中学校・高等学校に在学する者	市教育委員会事務局で、所定の推薦調書を受け取り、在学校で記入してもらってください。
大学等の1年次に在学する者	出身高等学校の成績証明書を提出してください。
大学等の2年次以上に在学する者	大学等の前年度の成績証明書を提出してください。

③所得のある世帯全員の所得証明書

市役所の市民窓口センターで奨学生用の所得証明書を取ってください。

●推薦と選考

市内及び市外の中学校・高等学校では、願書、学業成績その他の資料をもとにして、奨学生として適格な者を川之江奨学会に推薦することとなります。

(※大学等に在学中の場合は、高等学校からの推薦は不要です。)

学校の推薦調書、本人の願書などを比較検討し、選考委員会を開いて適格度の高いものから採用内定者または補充候補者(補欠)を決定します。採用予定人数を上回る申込みがあった場合には、内定されないことがあります。

●採否の決定と通知

採用の内定を決定したときは、市内の中学校・高等学校在学中の者は、学校長及び本人に通知し、市外及び大学等在学中の者は、本人にのみ通知します。

●内定になった場合

内定者は進学先の決定後、合格通知書と誓約書等を川之江奨学会へ提出し、受理後正式に奨学生として採用されます。提出時に奨学金貸付にあたっての重要事項確認のため、親権者同伴の面談を行います。

4 よくあるご質問



Q 他の奨学金を受けていますが、重複して奨学金を受けることができますか？

A 当奨学会では重複可能です。

Q 大学院に進学する場合も奨学金を受けられますか？

A 大学院生を対象とした貸与は行っておりません。

Q 急に奨学金が必要になったときに、申し込むことはできますか？

A 募集は毎年1回です。4月開始の貸与しか行っておりません。

Q 保護者の所得制限はありますか？

A 特に上限は設けておりませんが、選考段階において審査対象となります。

Q 入学前に入学準備金を借りることができますか？

A できません。入学準備金の振込は4月1日（休日の場合は翌営業日）になります。

Q 入学準備金だけでも借りることができますか？

A できます。

その他にご質問がありましたら、お気軽に事務局にご相談ください。

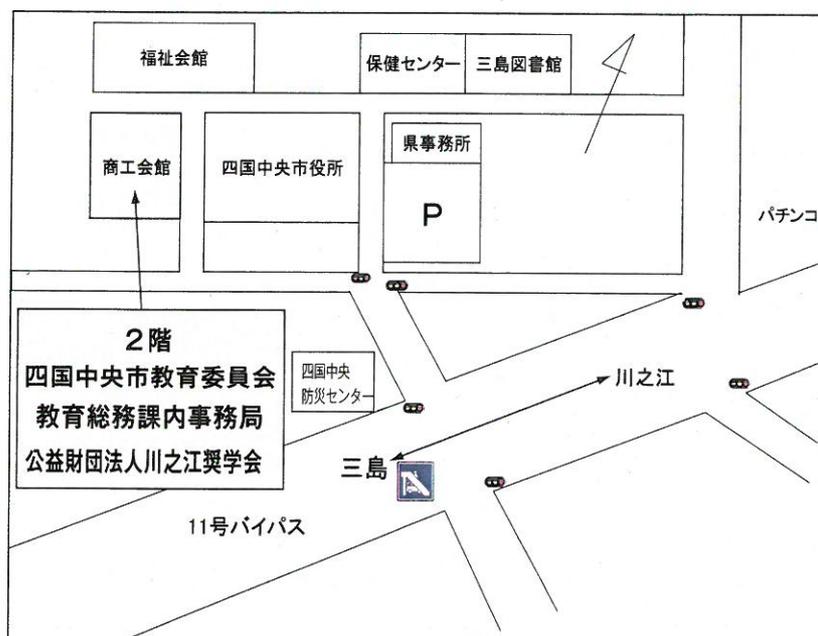
奨学金の申し込みにあたって

当奨学会の奨学金は学資として、奨学生本人に貸与するものです。貸与終了後は、必ず本人が返還しなければなりません。

返還金を直ちに次の奨学生に貸与する仕組みとなっているため、返還が円滑に行われないと制度の運営に大きな支障をきたすこととなります。

家庭の経済状況や卒業後の生活設計等も考慮して、奨学金の申し込みを行ってください。





公益財団法人 川之江奨学会

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市教育委員会事務局内

●電話：0896-28-6044

●FAX：0896-28-6060

●E mail：kawano-eh-shougaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

●公式HP：http://www.koueki.shikokuchuo.jp/kawano-eh-syougakukai/